

令和5年度 第8回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和5年11月10日(金) 午後1時30分から午後3時00分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室302

3 出席委員 (26人)
会長 2番 山脇 優 委員

農業委員

1番 高見美幸 委員	4番 田村静伸 委員	5番 福井章人 委員
6番 藤井由美子 委員	7番 室山恵美 委員	8番 吉村年明 委員
9番 山下賢一 委員	10番 筏津純一 委員	11番 堀川理恵 委員
12番 數馬 豊 委員	13番 鐵本達夫 委員	14番 美田俊一 委員
16番 松本幸男 委員	17番 河野正人 委員	18番 原田明宏 委員
19番 早田博之 委員		

農地利用最適化推進委員

福井満寿美 委員	山脇賢治 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
秋山美香 委員	藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員
山下洋一郎 委員			

4 欠席委員 (2人)
3番 船越省吾 委員 15番 衣笠健一郎 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第46号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第47号 農用地利用集積計画の決定について

議案第48号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第49号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

倉吉市農林振興協議会委員の決定について

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

経済観光部農林課職員

主幹 清水 彰夫
主任 杉森 利栄

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 　　ただ今より、令和5年度第8回農業委員会会議を開会いたします。初めに山協会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 　　(会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 　　この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 　　それでは本日の議事録署名人ですが、私の方で指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 　　それでは指名をさせていただきます。10番 筏津委員、11番 堀川委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 　　欠席届の連絡です。3番 船越委員、15番 衣笠委員。衣笠委員は体調不良のためということです。

(4) 連絡・報告事項

議 長 　　それでは(4)連絡報告事項、事務局からお願いします。

事務局 　　令和5年度第8回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 　　中部ブロックの研修会におきましては、ここに書いてありますように全国農業会議所の稲垣専務を講師として呼んであるということを知っておりますので、皆さんには出席の方をお願いしたいと思っております。

(5) 議 事

議 長 　　それでは(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をしてください。

事務局 　　本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページのとおり2件の申請がございまして番号1、2共に売買による所有権移転でございます。次に議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請についてございま

す。議案4ページから5ページ記載のとおり3件の申請がございます。番号1は〇〇〇地内において〇〇〇〇〇〇が資材置場を整備するものでございます。申請地は上下水道埋設道路の沿道で500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設がある農地に該当しますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。番号2は〇〇〇地内における駐車場の整備でございます。農地区分は第2種農地で許可根拠は集落接続でございます。番号3は〇〇地内において〇〇〇〇〇〇〇の工場用地を造成するものでございます。申請地は都市計画用途区域の工業地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。

続いて議案第46号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。議案7ページから8ページのとおり6件の申請がございました。

次に議案第47号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。議案の11ページから23ページのとおり36件の利用権設定の申出と議案24ページのとおり1件の所有権移転がございます。

議案第48号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてでございますが、議案の29ページから106ページまで記載のとおり倉吉市長から協議が出ております。

最後に議案第49号 農用地利用集積等促進計画については議案168ページのとおり13件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは議案第44号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑がないようですので、挙手による採決を行います。ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので異議なしと認め、議案第44号については承認といたします。

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして3ページ議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について皆さんにお諮りいたします。本件につきましては、本日午前10時30分より当番委員であります田村委員、林委員、藤井代理、内川局長、岩田主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して林委員より報告をお願いいたします。

林推進委員 推進委員の林です。先程のメンバー6人で午前中現地確認をしております。1番、2番、3番とも特に問題はなかったことを報告いたします。

議長 ただ今、林委員より報告がございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、それでは賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので議案第45号につきまして承認といたします。

議案第46号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第46号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたします。本件につきましても先程と同じように現地の調査に行っておりますので、同じく代表して林委員より報告をお願いいたします。

林推進委員 こちらの方も午前中調査に行って参りました。6件とも特に問題はなかったというふうに報告いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。報告でも何ら問題なしということでございますので皆さまのご質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので議案第46号につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので議案46号は承認といたします。

議案第47号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第47号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたしますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。15ページ番号14番と16ページ番号15番は、1番 高見委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(高見委員 退席)

議 長 それでは高見委員が退席しましたので事務局説明をお願いします。

事務局 15ページでございます。申請番号14番、〇〇の1筆の田、1,638㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他16ページの番号15番で、合計いたしまして2筆、3,995㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認といたしまして、高見委員の入場を求めます。

(高見委員 入場・着席)

議長 高見委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続きまして、16ページ番号16番は、田倉推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(田倉委員 退席)

議長 それでは田倉委員が退席しましたので事務局説明をお願いします。

事務局 16ページでございます。申請番号16番、〇〇の1筆、1,134㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、鐵本委員。

13番 13番 鐵本です。参考に、改良区賦課金相当額をどの程度が教えていただきたいと思えます。

議長 田倉委員に入ってもらって。

(田倉委員 入場)

田倉推進委員 〇〇〇〇の水利権の賦課金のつもりです。数百円だと思います。

議長 ちゃんと聞いておかないと。分かりました。

(田倉委員 退席)

議 長 水利権だそうです、改良区ではないですね。鐵本委員、いいですか。

13番 はい。

議 長 ということでございますので、挙手による採決を行います。ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認といたしまして、田倉委員の入場を求めます。

(田倉委員 入場・着席)

議 長 田倉委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。今後はきちんと金額を確かめておいてください。

以上で該当委員に係る案件は終了しましたので、全体について事務局より説明をお願いします。

事務局 11ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は113,374㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、11ページから23ページまでの記載のとおりでございます。

続きまして24ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇〇の2筆2,409㎡の水田、畑でございます。対価は265,850円、10アールあたりですと水田は50,000円、畑は150,000円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、25ページから26ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、27ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 ただ今、議案第47号につきまして説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

10番 反対ということではなしに、ちょっといいですか。

議 長 はい、筏津委員。

10番 ○○○○○○○○○○○○○○○○○と○○○○さんは一緒でしょう、社長だし。なぜ面積が違うんでしょうか。

議 長 はい、事務局。

事務局 今おっしゃっているのは議案27ページの○○○○さんの面積が8,738㎡であるということだと思います。備考に記載があるように認定農業者という位置づけでもありません。ただ、○○○○○○○○○○○○○○○○の代表取締役という役職でありまして、その方であるならば所有権移転をする時は会社ではなくて個人で所有権移転をすることができるということなんです。

議 長 ○○○○○○○○○○○○○○○○○に移転していない農地は個人で持っているということでしょう。

10番 ○○○○○○○○○○○○○○○○○に貸したりできるでしょう。

事務局 現時点では○○さんが耕作します。いずれ出されることもあるかもしれませんが。

議 長 はい、そういうことで。先程もう手を挙げてもらいましたので、全員賛成でございまして承認いたします。

議案第48号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議 長 続きまして議案第48号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてお諮りいたします。この説明は農林課の担当者が来ておりますので、説明をお願いします。

農林課 農林課 杉森と申します。本日はよろしく申し上げます。この度の変更について除外予定地は航空写真を付けさせていただいております。航空写真の中で赤線で囲んであります、こちらが今回対象の除外予定地となっております。これらは主に既に山林、林野化しているというようなところが主になっております。

議 長 この計画につきましては、事前に皆さまの方に届けてありますので何か質問してみたいなということがありましたら、どうぞ。

(なしの声)

議 長 それではただ今の議案第48号について採決を行います。ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございまして異議なしと認め議案第48号 倉吉農業振

ってなかったですか。

藤原推進委員 ○○ですね。

議 長 それでもう作るのを辞めちゃったんで聞いて。

1 8 番 それはもう電話が○○さんからかかってきましてね、作ってごしならんかって。断ったんですけど、自分で探したって聞いてます。

議 長 それか。俺も○○さんから、誰か作ってごしならんかって聞いとったんで、返されちゃってって。あれ誰が作っとっただ、○○○か。

1 6 番 ○○○○○○。なんで作らせんのか。

議 長 ○○○が辞めるけだが、人がおらんで。なら松本委員から。

1 6 番 ちょっと聞いてみようか。

議 長 それから次これは○○、○○○○○さん。知っとるでしょう、秋山さん。

秋山推進委員 はい。

議 長 ○○の奥の方でしょう。

秋山推進委員 ○○○のところですよ。

議 長 ○の方でしょう。これは松本委員と2人で、秋山さんも初めてだから教えてもらいながらやってみてください。

1 7 番 ちょっといいですか。

議 長 はい、どうぞ。

1 7 番 4番の○○○○○○○○○のことで、賃貸借で出とるんですけど。結局昨日○○○○の方に行ってきたんで、そしたら今ハウレンソウの採れ頃になってるのがそのままの状態に従業員が来んようになって、そういう状態になってる。だけど入られんと。そういう宙に浮いたようなことで。賦課金は中間管理機構、ここの利用権設定を通しても所有者から払ってもらっているんでそこは問題ないということですけど、どんな形で動かすのかということ。結局、中間管理機構を通したりここで利用権を設定したりした分が全部でどれくらいあって、その受け皿をどうするのかというのは教えてもらっているわけですか。

事務局 その件につきましては私の方から説明させていただきます。まず10月の13日、前回の会議の後に日本海新聞に出ましたけども、○○○○○○○○○の方が破産開始手続きに入ったということで。利用権設定につきましては、全て中間管理機構を経ずに相対で設定されております。市内には88筆、地権者とし

ですから、全体が青々としとる。倒産したと聞いた時はまだ小さい10センチほどだったけど、今どんどん伸びて15センチぐらいになっとる。まあ、そういうことで、自分の田や畑にまいてあるけどどがにしたもんだかえって悩んで困っておられる地主さんと会いました。非常に地主の方も困っておられるのが現状でございます。

事務局 その件に関しまして、既に破産管財人の事務所の別の弁護士ですけど電話で話をさせていただいて、この合意解約につきましては当然今のままで、打って返すとかってというのが本当のことなんですけど、今のままで無条件で解約の手続きをいたします。ですので今回進めている合意解約が成立すれば、そこの作物は好いたようにということで。次の方へのバトンタッチでもしかしたら引き継がれるということもあるかもしれませんが、そういった状態でございます。

16番 関連で。

議長 はい。

16番 これは確か県の誘致企業ではなかったかな。その辺のことは。

17番 倉吉市もで、県が1億3,000万、市が1億8,000万。

議長 年数が経過しとるだら。

17番 7年経過しとるで、もう返還義務はない。

16番 計画的でないかな。

議長 まあ1つはね、〇〇県のところでね役所が催促しても払えなんだで、大きいところは。倉吉なんかは待ってくれたみたいだけど。

16番 失敗の誘致企業だったな。

議長 心配しとったですわ、ゴボウを栽培してっていうので工場を建てて機械をいれて、ゴボウはだめでしたって。

16番 昨日通ったらトラクターも投げてある、3台だったかな。

議長 ありますよ。トラクターもヤンマー農機だけど、ヤンマーは全て現金で売買しておりますから一切ないということで。

16番 キャビン付きのいいのが。

議長 ありますよ、大きいのが。

その他ありませんね。それでは次、農地等のあっせん活動の状況について報告をお願いします。1番は美田委員。

だろうかということでした。〇〇さんもちよっといらないということなので、もし農業委員さんにそういう方があればご紹介していただけたらと、2, 280㎡を無料で進呈させていただきます。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして福井委員。

5番 5番 福井です。〇〇さんの土地は〇〇の〇〇〇〇から東側、〇〇〇の間にある土地で〇〇〇〇〇の工場のちょうど裏になります。この土地は農振を外してありましたが、去年でしたか農振を復活しております。その戻した目的は水路の確保、農道の舗装化等々を現在やっております。それでこの土地を〇〇の方にどうですかとお願いしとるんですけど、どなたも声があがりませんので引き続きあっせんをしていきます。以上です。

議長 どうもありがとうございます。引き続きよろしくお願ひします。次は原田委員、最後です。

18番 18番 原田です。〇〇さんのですが、1筆は今年から〇〇〇〇さんが耕作しておりまして、全部まとめて4筆を〇〇〇〇さんに引き受けてもらう了解を得ました。

議長 はい、ありがとうございます。以上であっせんの報告を終わります。続きまして(5)県外視察研修について梶本主幹お願ひします。

事務局 (5)県外視察研修ということで説明させていただきます。今日お手元に青の紙を配布させていただきました。それに基づいて予定なり説明させていただきますと思います。

11月16日来週の木曜日に出発です。初日は視察先のグループであります旬の野菜レストラン農悠舎王隠堂で昼食をとり、その後、農悠舎王隠堂での視察を14時00分から行います。1時間程度を予定しております。その後、視察として記載のと通りのJAならけんの農産物直売所に行き、大阪市に17時過ぎに到着して、宿泊を予定しております。翌日は記載のとおりで、帰りは19時の予定でございます。当日に研修レポートのほうをお願いさせていただくようになります。用紙は当日配布予定です。

1点確認です。海田車庫を6時40分に出発します。現時点の確認として海田車庫に行かれる方は挙手をお願いします。

最後に、集合場所は木曜日の19時で市役所の前の社協の跡地の駐車場を利用してもらって、若干下っていただいたらバスが停まっているということで例年のとおりということでよろしくお願ひします。以上です。

議長 はい。初めての方も多いで服装はどうでしょうかという質問も多いでですけども。昨年から別にネクタイ、スーツは着なくてもラフな格好でいいですよということにしておりますので、今年もそのような形で服装はしておいてください。研修のことにつきまして、何か聞いておきたいということはありますか。

(なしの声)

議 長 ないですね。詳しいことは車中で皆さんに連絡をさせていただきます。その他皆さんの方で何かございませんか。はい、鐵本委員。

1 3 番 1 3 番 鐵本です。農林課が来ておられるので、この 2 9 ページの面積がよう分からんのだけど。採草放牧地が変更前と変更後が同じだったり、でも 1 7 7 と 1 9 8 でなんで面積が上下違うのか。どっか何か加えてあるんですか。今答えを出さんでもいいですけど、何でこういうふうになっているのかとかね。それから農用地で樹園地が抜けているからだというのは分かるけど、そもそも足した数字が総面積は変わらないのに、混牧林地こういうのが増えていうのをどういうふうにしたのかなど、パズルみたいでちょっと分からない。

農林課 採草放牧地 1 9 8 の方と下の方の 1 7 7 ですが、上の表がですね農業振興地域全体の中の面積となっておりまして、下の方が農用地区域の用途区分ということで、こちらは農業振興地域の中の青地といわれる中の区分それぞれを書いております。

1 3 番 振興地域の方は田畑だけでなく隣接地をいれることもあると聞いておりますけど、その辺がちょっと表がよく分かりづらいのでそれでお尋ねしたんですけど。振興地域の中の農地なんだということで、でも田や畑だけでなく森林や原野も含まれているんですよというようなことなのか。どうなんですか。

農林課 上の表が農業振興地域全体の面積となっておりまして。

事務局 上が農業振興地域の採草放牧地で農業振興地域全体の農地が 1 9 8 ヘクタールありまして、下の方は農用地区域でその内の 1 7 7 ヘクタールあるっていう意味で。上の表は農用地でなくて農地と読み取れば今の説明が理解できたかと思えますけど。

1 3 番 慣れてる人はいいけど、慣れてない人は分からないので。これ見て分かった人が何人おられるか。

議 長 いいですか。

1 3 番 また来月でもいいですから説明してください。

議 長 ならそういうことで、よく調べてみて理解できるように説明してくださいという要望ですので、来月またよろしくお願いします。その他ありませんか。

(なしの声)

事務局 すみません 1 点だけ。令和 6 年度の県外視察研修提案書の提出ということで受け付けておりますので、帰りに後ろで渡すなり梶本まで提出していただければと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

議 長 それでは本日の農業委員会会議はこれもちまして閉会といたします。お疲れ様でした。

— 午後3時00分 閉会 —